別表七の二付表一　記載要領

1　この表は、連結法人が法第81条の９第１項（連結欠損金の繰越し）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法第81条の９第１項（連結欠損金の繰越し）の規定により連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を計算する場合及び法第81条の９第６項に規定する連結欠損金個別帰属額を計算する場合に記載すること。

2　別表七の二「13」又は「14」の欄に金額の記載がある場合にあつては、「当期控除額（当該発生連結事業年度の⑽と（別表四の二「47の①」－当該発生連結事業年度前の⑹の合計額）のうち少ない金額）」⑶及び「当期控除額（当該発生連結事業年度の⑷と（別表四の二「47の①」－当該発生連結事業年度前の⑹の合計額－当該発生連結事業年度の⑶）のうち少ない金額）」⑸の各欄は、それぞれ「当期控除額（当該発生連結事業年度の⑽と（別表四の二「47の①」－（別表七の二「13」＋「14」）－当該発生連結事業年度前の⑹の合計額）のうち少ない金額）」⑶及び「当期控除額（当該発生連結事業年度の⑷と（別表四の二「47の①」－（別表七の二「13」＋「14」）－当該発生連結事業年度前の⑹の合計額－当該発生連結事業年度の⑶）のうち少ない金額）」⑸として記載すること。

3　別表七の二付表三「11」又は「22」の欄に金額の記載がある場合にあつては、「調整前当期控除額（当該発生連結事業年度の⑻と（別表四の二付表「47の①」－当該発生連結事業年度前の⑰の合計額）のうち少ない金額）」⑼の欄は、「調整前当期控除額（当該発生連結事業年度の⑻と（別表四の二付表「47の①」－（別表七の二付表三「11」＋「22」）－当該発生連結事業年度前の⑰の合計額）のうち少ない金額）」⑼として記載すること。